

京都府地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方

(答申案)

令和 5 年 月

京都府環境審議会

## 1 はじめに

現行の京都府地球温暖化対策推進計画（以下「推進計画」という。）は、京都府地球温暖化対策条例に掲げた「2050年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」という長期的な目標の実現に向け、「2030年の温室効果ガス排出量を46%以上削減（平成25（2013）年度比）する」ことを当面の目標とした京都府の地球温暖化対策の実行計画として、2021年3月に策定した。

その後、2021年5月には、2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設や地域脱炭素化促進事業計画・認定制度の創設等を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が成立した。

この法改正を受け、同年10月に、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向けた挑戦と目標実現に向けた地球温暖化対策計画が改定された。

また、同月策定された第6次エネルギー基本計画において、安全性の確保、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給及び環境への適合を図ることを前提として、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが示された。

また、国際的には、2021年8月にIPCCが第6次評価報告書（AR6）の第I作業部会報告書（WG1）を公表し、気候変動の原因について「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と初めて明記され、さらに同年10月からグラスゴー（英国）で開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、合意文書において1.5°C努力目標追求の決意を締約国で確認した。

こうした動向を踏まえ、2022年7月4日付けで京都府知事から本審議会に推進計画の改定に係る基本的な考え方について諮問があり、総合政策部会及び地球環境部会に付議し、審議を重ねてきたところ、この度、その結果を答申としてとりまとめた。

本審議会は、京都府が、この答申をもとに推進計画の改定を行い、京都議定書誕生の地にふさわしい新たな目標のもと、府内の脱炭素化に向け取組を強化・加速化されるよう期待する。

## 2 検討の視点

今回の見直しでは、国の新たな地球温暖化対策計画に基づく施策効果等を踏まえた削減目標の引上げに加え、現行の推進計画策定以降に生じた社会情勢の変化に対応するための取組の追加及び改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する環境配慮基準の追加を中心に審議した。

なお、今後、推進計画の抜本的に見直しされる予定の2025年度までの間、「より早い」削減目標の達成と「さらなる高み」を目指して、施策を推進されたい。

<主な検討の対象>

- (1) 国の新たな地球温暖化対策計画に基づく施策効果等を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標について
- (2) 取組の強化（主な追加施策）について
- (3) 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する環境配慮基準について

## 3 見直しの要点

- (1) 温室効果ガス排出量の削減目標（目標年度：2030年度）

国の新たな地球温暖化対策計画による施策効果等を踏まえた2030年度の京都府内における温室効果ガス排出量の試算結果に基づき、推進計画における温室効果ガス排出量の中期目標については、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%以上削減」に見直す必要がある。（目標年度の部門別の目標削減率は表1のとおり）

なお、本目標については、「より早い」削減目標の達成と「さらなる高み」を目指して、緩和策の取組を加速することを強く求める。

表1 部門別の目標排出量（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

部 門	基準年度 (2013年度)	BAU 排出量 (2030年度)	目標年度排出量 (2030年度)	目標削減率
産 業	401	393	252	37%
業 務	326	342	155	54%
運 輸	297	273	182	39%
家 庭	381	384	201	47%
その他	189	257	139	26%
森林吸収	-	-	-70~-60*	-
合 計	1,593	1,649	866 以下	46%以上

\* 「森林吸収」の欄は、排出量ではなく吸収量のためマイナス表記としています。

## (2) 新たな目標達成に向けた取組の強化（主な追加施策）について

### ア 事業活動（産業・業務）

- 排出量削減計画書制度等により蓄積された情報を活用し、業種やエネルギー種別ごとの傾向、経時変化、取組事例等を分析した上で情報発信するとともに、効果的な施策の立案に繋げる必要がある。
- 地域金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムを設置し、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等を通じて、中小企業の脱炭素化を促進する必要がある。

### イ 自動車交通

- デジタル技術を活用した社用車運用の脱炭素化（台数最適化含む）手法の京都府による率先実践と普及推進など、デジタルトランスフォーメーションによる脱炭素化を推進する必要がある。

### ウ 建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）

- エネルギー価格高騰等の経営環境の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる建築物の脱炭素化について、専門家派遣を含めた総合的な支援を実施する必要がある。

### エ 家庭（電気機器、住宅を含む）

- リフォーム会社・工務店等と連携し、住宅の定期点検や水まわりリフォーム等を機に比較的取り組みやすい省エネ改修（窓断熱など）の推進を図る必要がある。

### オ 再生可能エネルギー（エネルギー転換）

- 再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を通じて地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内への水平展開を進める必要がある。
- 地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、太陽光発電設備及び風力発電設備を対象に、地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の規定による都道府県が定める基準を定めるとともに、区域設定に係る市町村への支援を行い、促進区域の設定及び事業化を促進する必要がある。

### カ 廃棄物、環境物品等

- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の 2R の取組がより進むサーキュラー・エコノミーが構築され、廃棄物が限りなく削減される循環型社会を目指す必要がある。
- 食品ロス削減に資する新たな取組を行う民間企業や食品関連事業者と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を、地域内で有効活用及び消費するモデル地域を構築し、府内に展開する必要がある。

### キ 森林吸収源

- カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI 画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促す必要がある。

#### ク 横断的取組

- 脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進することで、脱炭素をテーマに世界に伍するスタートアップ集積拠点の形成を推進する必要がある。

- (3) 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する環境配慮基準について地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、太陽光発電設備及び風力発電設備を対象に、地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の規定による都道府県が定める基準を別冊のとおり定めるとともに、区域設定に係る市町村への支援（促進区域の候補となるエリアと想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献の例示（表 2）など）を行い、促進区域の設定及び事業化を促進する必要がある。

表2 促進区域の候補となるエリアと想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献（例示）など

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）	想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
営農地	再エネ事業を実施しながら営農型発電設備の下部の農地で適切に営農を継続すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>高収益型農業の拡大による地元の農業従事者の安定収益確保・雇用創出や人材の育成</li> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>	農林水産省「作物統計調査_市町村別データ」
再生利用が可能な荒廃農地	再度営農を行うことができる農地であること。農地として再生した上で再エネ事業を実施しながら営農型発電設備の下部の農地で適切に営農を継続すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>高収益型農業の拡大による地元の農業従事者の安定収益確保・雇用創出や人材の育成</li> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>	市町村農業委員会など
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	原野化が進むなど、今後の営農が不可能と見込まれる農地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>原野化した荒廃農地の再エネ整備による獣害対策</li> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>	市町村農業委員会など
廃棄物最終処分場跡地	市町村等が管理する最終処分場の跡地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃止手続がなされたものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>	指定区域台帳
農業用ため池	ため池管理保全法に基づき適正に管理されたものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>ため池の藻類・水草等の異常発生や水の蒸発散の抑制による農業用水の安定的な確保</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>	京都府農業用ため池データベース
市町村等の有する遊休地	公共施設へ電源の供給を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>	（各市町村にて把握）
市町村の管理する駐車場	公共施設へ電源の供給を行うこと		（各市町村にて把握）
企業等の工場跡地	-		各種廃止届出等
商業施設、企業等の駐車場	-		
道路・SA・PA・IC・トンネル坑口、線路等の法面	交通への支障がなく、強固な架台の設置や構造物の補強を行うこと		
再エネ事業の跡地	既存施設がある場合は、既存施設のリプレイスにより環境負荷の低減等を図ること		